

2024年10月25日

各位

会社名 グロースエクスパートナーズ株式会社

代表者名 代表取締役社長 渡邊 伸一

(コード：244A、東証グロース市場)

問合せ先 取締役コーポレート統括本部長 河西 健太郎

(TEL. 03-5990-5423)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2024年11月28日開催予定の当社第17期定時株主総会へ商号の英文表記及び補欠監査役の選任に係る定款の一部変更について、議案付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

#### 1. 定款変更の目的

- ① 当社の商号の英文表記を変更するものであります。
- ② 法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設し、補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるため、現行定款第29条について所要の変更を行うとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にする旨の規定を新設するため現行定款第30条について所要の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
(商号) 第1条 当社は、グロースエクスパートナーズ株式会社と称し、英文では <u>Growth xPartners, Inc.</u> と表示する。	(商号) 第1条 当社は、グロースエクスパートナーズ株式会社と称し、英文では <u>Growth xPartners, Inc.</u> と表示する。
第5章 監査役及び監査役会	第5章 監査役及び監査役会
(監査役の選任) 第29条 監査役は、株主総会において選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	(監査役の選任) 第29条 【条文省略】 2 【条文省略】
【新設】	3 <u>当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u>
【新設】	4 <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>

<p>(監査役の任期)</p> <p>第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(監査役の任期)</p> <p>第30条 【条文省略】</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えられないものとする。</p>
--	---

3. 日程

定款変更のための定時株主総会：2024年11月28日（予定）

定款変更の効力発生日：2024年11月28日（予定）

以上

本件に関するお問い合わせ  
グロースエクスパートナーズ株式会社 経営企画部  
ir@gxp.co.jp